

## 飼 い 主 教 育 と 獣 医 療

東海林克彦<sup>†</sup>（公益社団法人 日本愛玩動物協会会長）



本稿の「飼い主教育と獣医療」というテーマを見て、不思議に思われた方が多かったのではないかと推察する。しかし、一見、無関係のように思える「飼い主教育」と「獣医療」とは密接な関わりを有している。日本愛玩動物協会の主目的である飼い主教育の推進と

日本獣医師会の主目的である獣医療の向上とは、相互補完的な互恵関係にあることを多くの方々にご理解いただくことが、本稿のねらいとするところである。

### 1 飼い主教育の重要性の高まり

#### —法改正による飼い主責任の強化—

現在、わが国における動物愛護に関する総合的な法律としては、昭和48年に制定された動物の愛護及び管理に関する法律（略称「動物愛護管理法」）がある。この動物愛護管理法の目的は、動物の愛護（虐待防止など）と動物の適切な管理（危害や迷惑の防止など）の2つに大別できる。また、対象動物は、家庭動物、展示動物、畜産動物及び実験動物等の人の飼養に係る動物になっていることは周知のとおりである。

この動物愛護管理法は、昨年の平成24年9月に法改正が行われた。今回の法改正において特筆すべきことは多々あるが、本稿のテーマである「飼い主教育と獣医療」に関わりの深いこととしては、「飼い主責任の強化」が挙げられる。

従前は、①動物の種類や習性等に応じて動物の健康と安全を確保するように努めること、②動物が人の生命等に害を加えたり迷惑を及ぼすことのないように努めること、③犬や猫がみだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、④動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、⑤動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めること、の5つが主な責任として規定されていた。

今回の法改正により、このような飼い主責任に対して、各種の拡充措置が行われている。具体的には、前掲

の②対象分野の拡大（危害・迷惑の他に生活環境の保全上の支障の防止を追加）、③中の繁殖防止措置をする動物の拡大（犬や猫からすべての動物へ拡大）、等が行われた。また、新たな飼い主責任として、⑥動物の逸走の防止、⑦終生飼養（動物の飼養保管の目的を達するうえで支障を及ぼさない範囲内でできる限り命を終えるまで適切に飼養すること）、等が追加されている。

これらのことからお分かりいただけるように、動物の適正飼養等に当たっての飼い主責任は、今回の法改正によりかなり重いものになってきている。今後は、飼い主の方々に対してこの重くなった飼い主責任を周知し理解していただくとともに、具体的に実行に移していただけるようにすることが課題となっていると言えよう。また、換言すれば、動物の適正飼養等の推進に当たっては、飼い主が動物の飼養方法や生理生態などについて知悉できるようにするために、飼い主に対する普及啓発＝飼い主教育が重要になってきていると考えられるものである。

### 2 飼い主責任と獣医療との関係

客観的な数値データをもって示すことができないのが残念であるが、前述した飼い主責任に係る各種強化策の帰結として、動物の適正飼養等に関する知識が十分にある飼い主が増えることは、ペット病院において行われている「獣医療」にとっても、有形無形の効果をもたらすことになると考えている。あくまでも私的な見解に過ぎないが、具体的には、少なくとも次の効果が得られるものであると推察している。

#### (1) インフォームド・コンセントの効率化

インフォームド・コンセントの趣旨は、「診療の目的・内容を十分に説明し、飼い主の納得を得て治療すること」である。このインフォームド・コンセントについては、日本獣医師会においては、平成11年9月に「インフォームド・コンセント徹底」宣言を発表している。この宣言の中では、「獣医師と飼い主とのコミュニケーションを深めるため、ペットの病気に関する説明、その症状、治療方針、予後、診察料金などについて十分な説明を行い、了解を得て治療などを行うとともに、各種診療情報を積極的に開示すること」がうたわれている。し

<sup>†</sup> 連絡責任者：東海林克彦（公社）日本愛玩動物協会

〒160-0016 新宿区信濃町8-1 ☎03-3355-7855 FAX 03-3355-7880

かし、この宣言は、どちらかという診療料金の透明性や客観性の確保にウェイトが置かれた内容となっている。

昨今、犬や猫などのペットは、家族の一員に匹敵する存在に大きく変わってきている。この結果、インフォームド・コンセントにおいては、「診療料金の透明性・客観性」よりも「治療行為に対する飼い主の感情面での納得（共感）」が大きなウェイトを占めるようになってきていると言っても過言ではない。また、治療行為を受けるのは、意志表示をできないペットである。このため、ペットの飼い主には、ペットのことを肉体系・精神面の両面において理解できる代理承諾者としての能力が求められることとなる。このような状況において、動物の生理生態、習性や行動、感染症等の病気等に関する知識が十分にある飼い主ほど適切な代理承諾者たり得ることから、動物の福祉の向上が図られやすくなることは容易に想像ができる。また、獣医師の説明を短時間で的確に理解できることから、獣医療の効率的な実施が図られやすくなる効果も期待できると考えられるものである。

### (2) ワクチン接種率の向上

飼い犬に対する毎年1回の狂犬病予防のためのワクチン接種は、狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の義務とされている。厚生労働省の統計によれば、平成23年度末のワクチン接種率は72.8%であると報告されている。しかし、厚生労働省の統計に表れていない未登録の飼い犬も相当程度存在することから、実際のワクチン接種率は、50%にも届かないおそれがあると評されているところである。狂犬病のワクチン接種を行わない理由であるが、「飼い主が狂犬病予防法に基づく各種措置を知らない」ということが主たるものであると推測される。ちなみに、2011年の福井市によるアンケート調査結果では、犬の登録鑑札の装着義務を知っている人は48.0%であったと報告されている。このようなことから、人と動物の共通感染症等の病気、狂犬病予防法等の動物関係法令に関する知識が十分にある飼い主が増加すればするほど、ワクチン接種率の向上が期待されるものである。また、このことが狂犬病予防のためのワクチンにとどまらず、広く感染症等の予防のためのワクチン接種率の向上に何らかの良い影響を及ぼすことになると考えられるものである。

### (3) 予防治療率の増加

予防には、発症予防や健康増進（1次予防）、早期発見等による重症化予防（2次予防）、後遺症等の予防（3次予防）の3つがあると言われている。いずれにしても、ペット自らが予防措置を行うことは困難であり、いずれの予防措置にしても飼い主によって代理実施されることとなる。この飼い主によって代理実施される予防措置の実施の有無や質の良否については、飼い主の適正飼養（健康維持）に関する意識の高さと知識の多寡に依存す

るところが大きいことは想像に難くない。また、発症予防や健康増進といった1次予防を含むいずれの予防措置においても、飼い主がある程度のことを行えるとはいっても、飼い主の手に追いつけないものが少なくないことから、結局は獣医師に頼らざるを得ない場合が多いのではないだろうか。このようなことから、適正飼養（健康維持）に関する知識や関心のある飼い主が増えるほど、予防治療の分野において獣医師の果たすべき役割は大きくなるとともに、獣医師の関与のもとで行われる予防治療の実施率の向上が期待できると考えられるものである。

## 3 飼い主教育の推進方策

前述したように、獣医療の向上とも密接な関わりを有していると考えられる「飼い主教育」であるが、では、この飼い主教育を一体全体誰がどのようにして進めていったらよいのだろうか。もちろん産官学民の関係機関等が連携・協力しながら進めなければならないことは言うまでもないことであるが、本稿では、飼い主教育の推進方策の私案として、具体的に4つの提言をさせていただくこととする。

### (1) 動物愛護管理センターの役割や機能の拡充

現在、多くの自治体において「動物愛護管理センター」などと銘付た施設が整備されている。これらの施設の前身は、狂犬病予防法に基づく犬の収容施設などであったものが多く、その主要業務は「犬猫の収容・返還・処分」であった。近年の動物に係る社会情勢の変化に伴い、これらの施設には、動物愛護の気風の高揚や動物による迷惑防止など、動物の飼い主への指導・啓発にも重点が置かれるようになり、求められる主たる機能は適正飼養等の普及啓発にウェイトが移りつつあるのではないかと考えられる。

このような状況認識をしていたところ、たまたま、川崎市の動物愛護センター懇談会（会長：青木人志・一橋大学法学部教授、副会長：竹原秀行・川崎市獣医師会会長）において、動物愛護管理センターのあるべき将来の姿の検討に参画させていただく機会を得た。このことは、私にとっても非常に良い刺激的な機会であったし、動物愛護管理センターのあるべき姿や役割に関する自分の考え方を反すう・咀嚼する意味でも、良い機会であったと考えている。

いささか前置きが長くなったが、最終的にとりまとめられた懇談会報告書の言わんとすることは、青木人志会長が考えられた報告書の副題の「公用施設から公共施設へ、収容施設から交流施設へ」という一文に凝縮されている。本稿の主題とする飼い主教育に特に密接に関わる部分の抜粋は表1に示したとおりであるが、このような認識や方向性をもって飼い主教育の拠点としての動物愛護管理センターが全国各地に整備されることを切に願う

表1 川崎市の動物愛護センター懇談会報告書（抜粋）

ここで注意すべきは、動物愛護教育は動物の「飼い主教育」だけにとどまらないということである。また、それは、「命を大切する気持」「豊かな情操」という「内面のあり方」と深く結びついていると同時に、公共の利害にも深く関わる「外面的な行動規範」を扱う教育でもなければならない。

つまり、動物愛護教育は、動物を飼う人も飼わない人も含めた社会を構成するすべての市民に関係する問題を扱うものであり、人と動物の関係が問題となる場面で、動物愛護の観点から、人が動物に対して、あるいは、人が人に対して、どのように「行動」するのが適切であるかを教え、問いかけ、考えさせる教育でもある。そのような意味でとらえた動物愛護は、動物を「愛する」ことを強い、ペットを飼うことを無条件で称揚・奨励する教育ではありえない。例えば「世の中には動物が嫌いな人や苦手な人がたくさんいるし、そのような人がいてもいいこと」、「人の内面をコントロールして動物を好きになるよう仕向けることは不可能・不適切だが、動物虐待という外面的な行為は何人たりともやっつけてはいけないこと」などを、一人一人に理解させ、そのような価値観や行動規範を社会の中に定着させるのも、間違いなく「動物愛護」教育だといえる。

以上のような教育の拠点としての新センターは、学校教育のみならず、地域や家庭における動物愛護精神の普及啓発にも役立つ施設となるべきである。

ものである。

### (2) ペットショップ等における説明責任の強化

一般の飼い主にとって、ペットを飼い始めるスタート地点は、ペットショップであることが多い。この時に、飼い主責任に対する教育が適切に行われることになれば、飼養放棄や虐待等につながるおそれの高い安易な飼養や無理解な飼養等の未然防止が図られるはずである。

ペットショップ等においては、動物の販売数を上げることが当該事業が経済的に成り立つために必要なことであるが、「道徳経済合一説」「三方良し」のごとき認識というか、動物の適正な飼養を社会全体として確保していくことに対する、動物の取扱いのプロとしてのペットショップ等の事業者の役割と責任が重要になってくると考えられる。

このような観点から、前回の動物愛護管理法の改正によって、ペット販売業やブリーダーなどの動物販売業者は、契約に当たってあらかじめ文書交付による説明、またペットレンタル等の動物貸出業者についても、動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して説明等を行わなければならないこと、いわゆる「事前説明措置」の強化が行われた。また、同時に、この事前説明措置を含めて、事業所ごとに誰が窓口となって責任を果たしていくかを明らかにする観点から、動物の飼養管理に関する能力や知識を有した者を、各事業所ごとに、当該事業所に専属の動物取扱責任者を

表2 動物愛護管理法における説明責任にかかる規定（抜粋）

#### (動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

#### (動物取扱責任者)

第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

配置することも義務付けられている（表2）。

しかし、残念ながら、現行の制度では、各事業所ごとに、常勤の職員の中から1名以上選任して配置すればよいこととされているだけである。今後は、非常勤職員を含めて大多数の職員が事前説明を通じた飼い主教育ができるようになることを期待したいものである。

また、今回の動物愛護管理法改正では、動物愛護団体等が管理運営する一定以上の規模の譲渡施設などをコントロールするための第2種動物取扱業の届出制度が設けられた。しかし、事前説明の義務の実施や動物取扱責任者の必置規制はかけられていない。ペットの飼い始めのきっかけが、ペットショップ等の商業施設だけでなく、動物愛護団体のシェルターなどの非営利施設の比重が高まりつつある現在、飼い主教育を徹底する観点から、事前説明制度のさらなる拡充が望まれるものである。

### (3) 飼い主の勉強の機会の拡充

一般の飼い主が、大学や専門学校等の教育手段によらずに比較的簡便な方法でペットの適正飼養等について学習する方法としては、一般頒布されている飼い方等を解説した書籍による学習、各種団体が実施しているセミナーやカルチャースクール、通信教育（資格付与事業）や検定試験などが一般的である。その需要は年々増加しつつあり、例えば、(公社)日本愛玩動物協会が実施している「愛玩動物飼養管理士」は、年間約1万人の人が受講・受験している。その累積数は12万人を超えており、わが国においては最大規模を誇る一般の飼い主を対象とした飼い主教育制度となっている（図1）。

しかし、これらの中には、内容的に不十分なものも見受けられる。例えば、書店にならんでいる犬や猫の飼い方の本の中に、動物愛護管理法に基づき環境大臣によって定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が適切に反映された内容のものがどれくらいあるのだろうか。

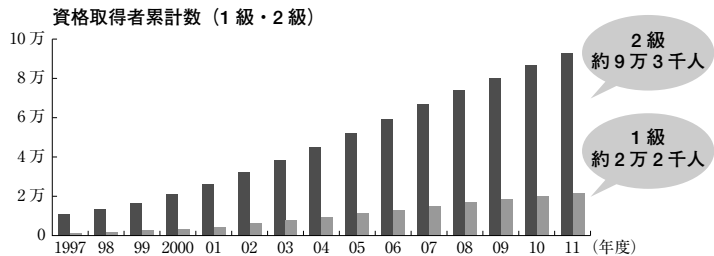
一方、飼い主の側にも問題は少なくない。ペットを飼養するに当たっては、一定の知識を身につけなければ、動物の健康と安全を守れないことがあることをどれだけ飼い主が認識しているのだろうか。非常に残念なこと



ペットのカルチャースクールとして利用する人も増えています。

## 資格取得者は、全国で12万人以上！

愛玩動物飼養管理士は、30年以上の実績をもつ認定資格。毎年1万人以上の方に受講いただいております。資格取得者の累計は1級、2級、準2級あわせると12万人以上にもなります。



## 愛玩動物飼養管理士とは

ペット（愛玩動物）の習性や正しい飼い方、動物関係法令（動物愛護管理法、ペットフード安全法等）、動物愛護の精神などを、多くの人に広めるペットのスペシャリストのことです。

愛玩動物飼養管理士には2級と1級があり、動物愛護論、人と動物の関係学、動物関係法令、動物の飼養管理、栄養学、しつけ、疾病予防、公衆衛生まで、幅広い分野にわたって勉強します。

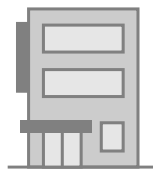
あなたも愛玩動物飼養管理士になって、より深い知識と愛情で、あなたのペットをまもりませんか？

### POINT

#### 動物愛護管理法関連資格

愛玩動物飼養管理士は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定されている「動物取扱責任者」となることができる資格要件として認められています。

ペットショップなどには、1名以上の動物取扱責任者を置くことが義務付けられています。



## 多くの専門学校や企業でも取得を推奨！

愛玩動物飼養管理士の資格取得を学生の勉強に利用している専門学校等は、全国に100校以上。

ペット業界で働くうえで必要な資格として、動物専門学校やペット関連企業などから幅広く認知されています。

## 公益社団法人 日本愛玩動物協会とは？



本協会は、愛玩動物飼養管理士の養成などを通じて、ペットとして飼われている犬、猫、小鳥などのいろいろな動物の習性や正しい飼い方、動物に関する法律、そして動物愛護などについて、より多くの方に知っていただくために活動している内閣府認定の公益法人です。昭和54年に設立されてから33年間、環境省や地方自治体、本協会の各都道府県支部などと連携・協力しながら、全国各地で普及啓発活動を行っています。

図1 愛玩動物飼養管理士の概要（日本愛玩動物協作成のリーフレットより抜粋）

であるが、「犬や猫にネギやチョコレートを食べさせてはいけないこと」「猫はできる限り屋内飼養に努める必要があること」等の飼養に当たっての常識的な事柄すらも、多くの飼い主に知られているとは言い難い状況にある。

シンガポールなどでは、犬の飼養はライセンス制になっているとのことである。日本でも特定動物（危険動物）の飼養はライセンス制になっているが、日本の社会事情を考えると一般的なペットの飼養に関するライセンス制の導入は、容易なことではないと思われる。しかし、ペットの飼養に当たっては、何らかの形で飼い主の知識・能力のチェックや講習会の受講などの義務付けを実施することが必要になってきているのではないかと考えられる。

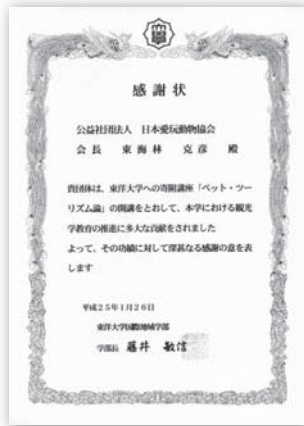
### (4) ペット・ツーリズムなどの新たな分野におけるペット関係事業者に対する普及啓発

近年、首都圏における新規分譲マンションの8割強が

ペットと一緒に暮らせるものになったり、都市公園においても相次いで公設ドッグランの整備が進められているなど、適正飼養の普及啓発といったソフト面を重視した従前までの動きとは異なり、ハード面からも人と動物とが共存できる社会基盤施設の整備が推進され始めている。

住宅密集地における犬の鳴き声問題などの事例からも分かるように、人と動物との良好な関係の構築は、犬のしつけや飼い主のマナーのみによる対応では十分な効果を挙げられないものもある。適正飼養の普及啓発（ソフト）とペット関係の社会基盤施設の整備（ハード）は、あたかも車の両輪のように併行して進められてこそ、本当の意味での人と動物とが共存できる社会の実現ができるものである。

今回の動物愛護管理法の改正では、法律の目的条項に「生活環境の保全上の支障の防止」が追加されるとともに、これらの個別具体的な目的が実現された結果として



東洋大学から戴いた感謝状

「ペット・ツーリズム論」の開講は反響が大きく、さまざまなメディアで紹介された



東洋大学広報誌



産経新聞  
(平成25年1月16日朝刊)



東洋大学ホームページ

テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」  
(平成24年9月25日放送)

図2 「ペット・ツーリズム論」の授業開講に関するマスコミ報道など

の究極的な目的として「動物の共生する社会の実現」が明記されることとなった。この改正は、どちらかといえば適正飼養の普及啓発（ソフト）を意識したものであるのかもしれないが、豊かな社会の実現には上下水道や交通施設などの社会基盤（インフラ・ストラクチャー）の整備が必要不可欠であるように、人と動物とが共生する社会の実現には、「ペット・インフラの整備」という概念も重要になってくると考えられる。

このような中で、昨年の秋に、大学では日本で初めての授業として「ペット・ツーリズム論—人と動物とが共存できる地域社会を目指して」という授業が開講された。これは、適正飼養の普及啓発事業の新たな形態として、日本愛玩動物協会が東洋大学への寄附講座として開講したものである。その背景には、近年、ペット（愛玩動物）との同伴宿泊旅行などが盛んになってきており、観光・旅行業界においてもペット関連事業がニュービジネスとして注目されている現状がある。このような状況を踏まえて、将来、観光・旅行業界などで活躍することが期待されている観光系の学生を対象に、ペット（愛玩動物）の適正飼養の普及啓発の推進を担うことができる人材育成を目的として開設したものである。

講義は、日本愛玩動物協会の専門職員が講師となって、ペットとの同伴宿泊ホテルやドッグラン等のペット関連施設の計画・設計及び管理運営、人と動物の関係学、動物愛護管理法やペットフード安全法などの動物関係法令、動物の生理・生態や習性などに関する授業を実施した。その結果、時宜を得た授業であったことも手伝ったと思われるが、本授業の開講については、大学関係者、マスコミ、観光・旅行業界及び動物愛護管理担当行政機関からも大きな関心と反響をいただいたところである(図2)。

また、これが契機となって、東洋大学国際地域学部国際観光学科及び(公社)日本愛玩動物協会の主唱により、産官学民の連携協力のもとに「ペット・ツーリズム推進協

表3 ペット・ツーリズム推進協議会（仮称）の概要

<p>○目的</p> <p>ペットとの同伴宿泊旅行等の需要が増大しつつある現状にかんがみ、ペット・ツーリズムのより一層の拡大と適正な推進を図るため、産官学民の連携・協力を図りながら、ペット・ツーリズムに関する知識の普及啓発及び調査研究を支援し、もって観光の振興及び適正飼養の普及に資すること。</p> <p>○主なメンバー（予定）</p> <p>東洋大学国際観光学科、西武ホールディングス、藤田観光株、休暇村協会、(公社)日本愛玩動物協会、関係行政機関（国及び地方自治体）</p> <p>○主な支援対象事業</p> <p>(1) 実態調査</p> <p>①国内外におけるペット・ツーリズムの調査</p> <p>②事例集のとりまとめ</p> <p>(2) 普及啓発</p> <p>①主要な大学等におけるペット・ツーリズムに関する講義</p> <p>②観光事業者を対象とした関連知識・技能の向上策</p> <p>③ペット飼育者を対象とした利用推進PR</p> <p>(3) 調査研究</p> <p>①施設の設計及び管理運営に関するノウハウのとりまとめ</p> <p>②法制度関係の拡充策の検討</p>
--

議会(仮称)」が発足しようとしている(表3)。協議会の目的は、ペットとの同伴宿泊旅行等の需要が増大しつつある現状にかんがみ、ペット・ツーリズムのより一層の拡大と適正な推進を図るため、産官学民の連携・協力を図りながら、ペット・ツーリズムに関する知識の普及啓発及び調査研究を支援し、もって観光の振興及び適正飼養の普及に資することである。近年、バリアフリーやユニバーサルデザイン施策は飛躍的に進んだが、この協議会の発足が契機となって、ソフト及びハードの両面において適正飼養及びペット・インフラの整備が推進されていく気運が高まることを望むものである。